

## ○多古町水道事業給水条例施行規則

(昭和57年3月24日規則第1号)

改正 平成15年1月10日規則第1号

## 目次

- 第1章 総則(第1条)
- 第2章 給水装置の工事費(第2条ー第5条)
- 第3章 給水装置の構造及び附属用具(第6条ー第14条)
- 第4章 給水(第15条・第16条)
- 第5章 料金及び手数料等(第17条ー第20条)
- 第6章 貯水槽水道(第21条)
- 第7章 雜則(第22条)

## 附則

## 第1章 総則

## (目的)

第1条 この規則は、多古町水道事業給水条例(昭和57年多古町条例第9号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めることを目的とする。

## 第2章 給水装置の工事費

## (給水工事費の算出)

第2条 条例第13条第1項各号に定める工事費の算出は、次のとおりとする。

- (1) 材料費 町長が定める材料単価額に使用材料の数量を乗じて得た額
- (2) 労力費 町長が定める賃金基本額に実人数及び作業時間を乗じて得た額
- (3) 道路復旧費 当該道路管理者が定めた額
- (4) 工事監督費 町長が定める賃金基本額の8分の1に従事時間を乗じて得た額
- (5) 運搬費及び間接経費 第1号、第2号及び第3号の合計額の100分の20以内とする

第3条 給水装置の修繕工事費の負担区分は、分水栓から止水栓までを町長が、その他の部分については使用者又は所有者とする。ただし、通常なすべき管理義務を怠ったために生じた損害については全額使用者又は所有者の負担とする。

## (工事費の予納)

第4条 条例第14条の工事費の予納については、工事費概算額の納付を通知した日から30日を経過し、かつ、催告を発しても納入がなされないときは、その工事の申込みは取り消されたものとみなす。ただし、特別の理由があると認めたときはこの限りでない。

## (工事費の分納)

第5条 条例第9条の規定により、工事費の分納の承認を受けようとする者は、その理由を附した所定の申請書を提出しなければならない。

2 前項の規定により分納の承認を受けたときは、次の各号の条件に従わなければならぬ。

- (1) 指定の期日までに保証人と連署の分納書を提出すること。
- (2) 第1回の分納額は、千円以上とし、承認後すみやかに予納しなければならない。
- (3) 第2回以降の分納額は、工事費精算額から第1回の予納額を控除した額を町長が承認した月数で除した額とする。この場合において千円未満の端数が生じ

たときは、これを第2回の納付額に加えて納付するものとする。

(4) 前号の分納額は、その納期満了前に未納残額を一時に納入することができる。

(5) 分納額納付に際しては、毎月工事費精算額の100分の1に相当する割増金を併せて納付しなければならない。

3 前項第1号の保証人は町内に居住し、かつ、独立の生計を営む者とし、分納者とともに分納工事費を納める責を負わなければならない。

### 第3章 給水装置の構造及び附属用具

#### (給水装置の構造及び附属用具)

第6条 給水装置は、給水管並びにこれに直結する分水栓、止水栓及び給水栓をもって構成するものとする。

#### (受水タンクの設置)

第7条 給水管の口径に比して著しく多量の水を一時に使用する箇所、その他必要がある箇所には、受水タンクを設置しなければならない。

2 給水管には、ポンプを直結させてはならない。

#### (給水装置の材質)

第8条 給水装置の材質は、水が汚染され、また漏れるおそれがなく、かつ容易に破損し、または腐食するおそれがないと町長が認めて定めたものでなければならない。

#### (給水管の種類)

第9条 給水管は、ダクタイル鋳鉄管、ビニールライニング鋼管、ポリエチレン粉体塗装鋼管、硬質塩化ビニール管、鋼管及びポリエチレン管以外のものであってはならない。

2 町長は、前項に掲げる種類の給水管であっても、地質の影響その他の理由によってその使用が適当でないと認めたときは、その使用を制限し、また禁止することがある。

#### (給水管の口径)

第10条 給水管の口径は、その使途別所要水量及び同時使用率を考慮して適當な大きさに決めなければならない。

#### (給水管の埋設の深さ)

第11条 給水管は、公道内では80センチメートル以上、私道内では60センチメートル以上、私有地内では30センチメートル以上の深さに埋設しなければならない。

2 前項の規定によるほか、公道内に埋設する場合当該道路管理者からの特別の指定のある場合には、その指定の深さに埋設しなければならない。

#### (メーターの設置に必要な装置)

第12条 メーターの設置に必要な装置は、メーターの点検を容易に行なうことができ、常に乾燥していて、かつ損傷の危険のない場所に設けなければならない。

#### (危険防止の装置)

第13条 給水装置の末端の用具及び装置は逆流を防止することができ、かつ、停滞水を生じさせるおそれのないものでなければならない。

2 水洗便所の給水装置にあってはその給水装置または、水洗便器に真空破壊装置を備える等、逆流の防止に有効な措置を講じなければならない。

3 給水管は、町の水道以外の水管、その他水が汚染されるおそれがある管、また

は、水に衝撃作用を生じさせる用具若しくは機械と直結させてはならない。

4 給水管の中に停滞空気が生ずるおそれのある個所には、これを排除する装置を設けなければならない。

5 給水管を2階以上または地階に配管するときは、各階ごとに止水栓をもうけなければならない。

(給水管防護の措置)

第14条 開きよを横断して給水管を配管するときは、その下に配管することとし、やむをえない理由のため他の方法によるときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

2 衝撃のおそれのある個所に給水管を配管するときは、給水管防護の措置を講じなければならない。

3 凍結のおそれのある個所に給水管を配管するときは、防寒装置を施さなければならない。

4 酸、アルカリ等によって侵されるおそれのある個所、または温度の影響を受けやすい個所に給水管を配管するときは、防しょくその他の必要な措置を講じなければならない。

第4章 給水

(メーターの保管)

第15条 条例20条第1項のメーターの保管者は、メーターの点検、または修理に支障をきたすような物件を置き、または工作物を設けてはならない。

2 前項の規定に違反したときは、町長は保管者に原状回復を命じ、履行しないときは町長が施行し、その費用は保管者から徴収する。ただし、町長が原状回復が困難であると認めたときは町長がメーターの位置を変更し、その費用は保管者から徴収する。

(管理人変更命令)

第16条 管理人が次の各号の一に該当する場合は変更させることができる。

(1) 加入又は離脱しようとする者に対し、正当な理由なくしてこれを拒んだとき。

(2) 料金等の納入を怠ったとき。

(3) 条例第21条第1項に規定する給水装置の管理を怠ったとき。

(4) 条例第21条第1項の届出を怠ったとき。

(5) 共用給水装置加入者以外の者に使用を許可したとき。

第5章 料金及び手数料等

(使用水量の認定基準)

第17条 条例第26条の規定による使用水量の認定は、次の各号の定めるところによる。

(1) メーターに異常があったときは、メーター取替後10日間の平均使用水量を基礎として、日割計算により異常があった期間の使用水量を認定する。

(2) 漏水その他の理由により使用水量が不明のとき、または前号の日割計算によりがたいときは使用水量を認定する月の前3ヶ月、または前年同期における使用水量等を考慮して認定し、これによりがたいときは見積量による。

(異動にかかる料金等)

第18条 料金を調定した後、その算定基準に異動があったとき、または料金徴収後

その料金算定に過誤があったときは、翌月分の料金において清算する。ただし、水道の使用を廃止し、または中止した者の料金にかかるとき、もしくは翌月分の料金において清算することが困難なときはすみやかに清算する。

(使用中止または廃止の届出のない場合の料金)

第19条 条例第21条第1項第1号の規定による届出がないときは、水道を使用しない場合でも基本料金及びメーター使用料を徴収する。

(料金等の領収及び現金取扱員印)

第20条 集金の方法で徴収する料金、手数料、その他の納付金に対する領収書は、企業出納員の領収印及び現金取扱員の印があるものに限り有効とする。

## 第6章 貯水槽水道

第21条 条例第35条第2項の規定による簡易専用水道以外の貯水槽水道の管理及びその管理の状況に関する検査は、次に定めるところによるものとする。

(1) 次に掲げる管理基準に従い、管理すること。

ア 水槽の掃除を1年以内ごとに1回、定期に行なうこと。

イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。

ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により給水する水に異常を認めたときは、水質基準に関する、厚生省令(平成4年厚生省令第69号)の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行なうこと。

エ 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。

(2) 前項の管理に関し、1年以内ごとに1回、定期に簡易専用水道以外の貯水槽水道の設置者が給水栓における水の色、濁り、臭い、味に関する検査及び残留塩素の有無に関する検査を行なうこと。

## 第7章 雜則

(様式)

第22条 この規則の施行に関して必要な申請書その他の様式は、別記による。

### 附 則

この規則は、昭和57年4月1日から施行する。

### 附 則(平成15年1月10日規則第1号)

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

### 別記

申請書その他の様式

第1号 給水装置工事申込書

第2号 給水申込書

第3号 給水工事費分納申請書

第4号 給水装置所有者(使用者)管理人選定(変更)届

第5号 給水装置所有者変更届

第6号 共用給水装置使用世帯数異動届

第7号 私設消火栓使用届